災害時におけるキッチンカーによる

炊き出し等の実施に関する協定書

令和〇年〇月〇日

大分県

〇〇〇〇〇

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書

　大分県（以下「甲」という。）と○○〇〇（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等（以下「炊き出し等」という。）の実施に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

1. この協定は、大分県内において、地震、風水害、その他の異常な自然

現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故により生じる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図る事を目的として、炊き出し等に関する事項を定めるものとする。

（要請）

1. 甲は、災害時において、乙に対し、大分県内で開設中の避難所等における炊き出し等の実施の協力を要請できる。

２ 前項の定める炊き出し等の協力を要請するときは、乙宛てに口頭又は電話等によって要請し、その後速やかに別紙様式（第２条関係）による文書を交付するものとする。

３ 乙は前項の要請があったときは、直ちに炊き出し等の協力可否について、回答するものとする。

（要請の協力）

1. 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、炊き出し等の優先提供に積極的に協力するものとする。

２ 乙は、炊き出し等を行う場合、食品表示法に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料7品目」及び「特定原材料に準ずるもの21品目」について、表示又は利用者に通知するなど、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

３ 乙は、炊き出し等を行う場合、衛生管理を行うほか、提供する食事を加熱するなど、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

４ 甲は、乙が前条の要請に基づき、炊き出し等に使用する車両については、優先車両として通行できるように配慮するものとする。

５　乙は、避難生活環境改善推進事業費補助金（以下、「補助金」という）によって取得し又は効用の増加した財産（以下、「財産」という）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合についても、その機能を有する限りは前条の規定による甲の要請に協力するものとする。

（実施報告）

1. 乙は、前条に基づく協力を行ったときは、甲に対して、別紙様式（第４条関係）による実施報告を行うものとする。

（費用負担）

1. 乙は、第３条に基づく協力に必要な原材料費、燃料費及び労務費等に要した費用を、弁当の販売費として、甲に請求することができる。

２ 前項の費用は災害発生直前における適正価格等を基準として、双方協

議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

1. 乙が、前条の費用を甲に請求した場合は、甲は速やかに支払うものとする。

（平時での支援資機材等の活用）

1. 乙は、防災に関する普及啓発を図るため、避難生活環境改善推進事業費補助金で購入した支援資機材等を平時でのイベント等で活用するものとする。

　　２ 乙は、イベント等において、自団体の認知度アンケート調査を実施し、調査結果を別紙様式（第７条関係）により、甲に報告するものとする。

（防災訓練等への参加）

1. 乙は、甲からの要請に基づき、防災訓練等に参加するものとする。

２ 訓練参加に要した燃料費及び労務費等は乙の負担とする。

（事業の継続性）

第９条 事業の継続が難しくなった場合、財産が耐用年数期間内であれば、原

則として補助金を返還するものとする。ただし、他団体に対し事業譲渡をするなど、引き続き補助金の趣旨に沿った利用が行われると認められる場合は、協議により返還を求めないものとする。

（連絡責任者の報告）

第１０条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、それぞれ連絡責任者を選任し、別紙様式（第１０条関係）にて、相手方に報告するものとする。

２ 前項に変更が生じた場合は、別紙様式（第１０条関係）にて、遅滞なく

相手方に報告するものとする。

（秘密保持）

第１１条 甲及び乙は、この協定に基づく活動に関して、協定終了後も含めて、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

（有効期間）

第１２条 この協定書は、締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

２ 甲は、乙が暴力団を含む反社会的勢力に属するものに関与したと認められたときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了することができる。

３ 甲は、前項の規定により、この協定を終了したときは、その旨を直ちに乙に口頭又は電話等で通知するとともに、速やかに文書で通知するものとする。

（協議）

第１３条 協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項について

は、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

大分県知事　〇〇

乙 　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇　　 〇 〇　〇 〇

別紙様式（第２条関係）

令和〇年〇月〇日

○○○○

○○○○　〇〇　〇〇　様

協力要請書

　大分県知事

　災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書第２条に規定に基づき、下記のとおり要請します。

１　要請する内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施日時 | 実施場所 | 実施内容 | 数量 | 備考 |
|  |  |  | 食 |  |
|  |  |  | 食 |  |
|  |  |  | 食 |  |

２　担当者連絡先

　　担当者名：生活環境部　協働・共助室　〇〇

　　電話番号：〇〇〇―〇〇〇〇―〇〇〇〇

別紙様式（第４条関係）

令和〇年〇月〇日

大分県知事　　　　　　　様

実施報告書

○○○○

〇〇　〇〇

　令和〇年〇月〇日付の協力要請につきまして、下記のとおり、協力を実施しましたので報告します。

１　実施した内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施日時 | 実施場所 | 実施内容 | 数量 | 備考 |
|  |  |  | 食 |  |
|  |  |  | 食 |  |
|  |  |  | 食 |  |

２　担当者連絡先

　　担当者名：〇〇〇〇　〇〇　〇〇

　　電話番号：〇〇〇―〇〇〇〇―〇〇〇〇

別紙様式（第４条関係）

令和〇年〇月〇日

大分県知事　　　　　　　様

実施報告書兼請求書

○○○○

〇〇　〇〇

　令和〇年〇月〇日付の協力要請につきまして、下記のとおり、協力を実施しましたので報告します。また、本件にかかる費用は下記のとおりとなりますので、請求します。

１　実施した内容 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**合計　　　　　　　　　円**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施日時 | 実施場所 | 実施内容 | 数量 | 単価(１食) | 小計(数量×単価） |
|  |  |  | 食 | 円 | 円 |
|  |  |  | 食 | 円 | 円 |
|  |  |  | 食 | 円 | 円 |

２　振込先

〇〇銀行〇〇支店　普通預金00000000

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

３　担当者連絡先

　　担当者名：〇〇〇〇　〇〇

　　電話番号：〇〇〇―〇〇〇〇―〇〇〇〇

別紙様式（第７条関係）

令和〇年〇月〇日

大分県知事　　　　　　　様

自団体認知度アンケート調査報告書

○○○○

〇〇　〇〇

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書第７条の規定に基づき、自団体認知度アンケート調査を行いましたので報告いたします。

１　実施した内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| イベント名 | 実施日 | 実施場所 | 実施内容 |
|  |  |  |  |

２　アンケート調査結果

調査人数　 ：〇〇人

内　　訳　 ：知っていた　〇〇人

　　　　　　 知らなかった〇〇人

認知度（％）：〇〇％

※アンケート調査に用いた用紙又はデータ等、根拠となるものを合わせて提出すること。

別紙様式（第１０条関係）

令和〇年〇月〇日

　　　　　　　様

連絡責任者選任報告書

　災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等について、次のとおり、連絡先を定めましたので報告します。

１　平日勤務時間内の連絡先

　担当者名：　〇〇局〇〇部〇〇課　〇〇　〇〇

　電話番号：　（　　　）―　　　　　―

　メールアドレス：

２　平日勤務時間外及び休日の連絡先

　担当者名：　〇〇局〇〇部〇〇課　〇〇　〇〇

　電話番号：　（　　　）―　　　　　―

　メールアドレス：

３　勤務時間及び休日

　（１）勤務時間：　平日〇時〇分から〇時〇分まで

　（２）休日：　土・日・祝